

# 東京オリンピックのロゴ・マーク等の知財管理

(「商店経営に役立つ知的財産ミニ講座」資料より：連載第4回)

2015年11月20日に、大田区産業プラザP i Oで「商店街のための知的財産ミニ講座」のタイトルで、商標権・著作権の解説を中心にしたセミナー (<http://patent-japan.sakura.ne.jp/page-94.html>) を行いました。

その時に、大きな話題であった東京オリンピックのロゴ・マークの話も少し入れようと、いろいろと調べたら、突っ込み所のある情報が結構あることがわかりました。

そこで、2016年3月22日に、再び大田区産業プラザP i Oでセミナーを行う機会をいただいた際に、東京オリンピックのロゴ・マークの知財管理 (<http://patent-japan.sakura.ne.jp/page-106.html>) に特化した内容をまとめてみました。

そのときの資料をベースに、説明を補充した、ブログ連載第4回です。

第4回は、招致委員会が、東京オリンピックを招致するに際し、オリンピック資産の管理に関してIOCからどのような要請を受け、その要請にどのように回答をしたかについて、組織委員会のホームページを参照して整理してみました。

\*\*\*\*\*

この連載では、以下の略称を使用します。

- **組織委員会**：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- **招致委員会**：特定非営利活動法人東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会
- **JOC**：公益財団法人日本オリンピック委員会
- **JPC**：日本パラリンピック委員会
- **IOC**：国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee)
- **IPC**：国際パラリンピック委員会 (International Paralympic Committee)

なお、JPCは、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の内部組織とのことです (<http://www.jsad.or.jp/paralympic/jpc/>)

## ■ オリンピック資産 ■

組織委員会が知財管理しようとする「東京オリンピックのロゴ・マーク等」とは、つまるところIOCの「オリンピック資産」ということになります。

IOCの「オリンピック資産」とは、2011年7月8日版以降のオリンピック憲章日本語版では第1章7（オリンピック競技大会とオリンピック資産に関する権利）-4に以下のように規定されています（筆者が適宜改行し下線を付しました）。

### 2011年7月8日版オリンピック憲章第1章7-4 (<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2011.pdf>)

オリンピックのシンボル、旗、モットー、讃歌、特定できる言葉（オリンピック競技大会、オリンピック競技大会などであるが、それらに限らない）、連想させる映像・音声、マーク、聖火、トーチは、下の規則8から14に定義するとおり、集合的または個別的に「オリンピック資産」と便宜上呼ぶものとする。

いかなる、そして全てのオリンピック資産に関するあらゆる権利、およびそれらを使用する全ての権利は、利潤目的、商業目的、宣伝目的のための使用を含むがそれのみに限らず、独占的にIOCに帰属する。IOCはその権利の全体あるいは一部を、IOC理事会の定める条件により、使用の許諾をすることができる。

オリンピック憲章とは、IOCという民間団体が自身の権利を主張した文書であり、第三者には何の法的拘束力もありませんが、自国都市にオリンピックを招致しようとする場合、IOCからは当然にこの権利主張を呑む契約をするように迫られるでしょう。実際、招致委員会は、IOCとの交渉で、IOCからオリンピック資産の管理について、種々要請され、説明を求められ保証することを迫られています。

組織委員会は、IOCに対する招致委員会の回答に基づいて、

「東京オリンピックのロゴ・マーク等」を知財管理しているといっただいでしょう。

## ■ 立候補ファイル第1巻4.3及び7.3 ■

IOCと招致委員会とのオリンピック資産に関するやりとりは、組織委員会ホームページに格納されている立候補ファイルで整理されています。

日本語 | English | Français

報道関係者の方へ

ウェブアクセシビリティについて

サイト内検索

ホーム | ニュース | **大会について** | 参加する | 組織委員会について

2016年7月11日  
"ありがとう"の人文字を撮影！ フラッグハンドオーバーセレモニー

1 / 6

引用元：<https://tokyo2020.jp/jp/>

ホームページ中央上のタブから、立候補ファイルに行くことができます。

## ■ 立候補ファイル第1巻4.3及び7.3 ■

さらに「大会計画」に入ります。

日本語 | English | Français

報道関係者の方へ

ウェブアクセシビリティについて

サイト内検索

ホーム | ニュース | **大会について** | 参加する | 組織委員会について

ホーム > 大会について

### 大会について

ツイート いいね! 2

#### 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- ▶ **大会について**
  - ▶ 大会ビジョン
  - ▶ 東京2020大会エンブレム
    - ▶ 東京2020大会エンブレム選考の過程
    - ▶ 応募に関するFAQ
  - ▶ **大会計画**
  - ▶ 競技
    - ▶ オリンピック競技一覧
    - ▶ パラリンピック競技一覧
  - ▶ 会場
    - ▶ オリンピック会場一覧
    - ▶ パラリンピック会場一覧

引用元：<https://tokyo2020.jp/jp/games/>

## ■ 立候補ファイル第1巻4.3及び7.3 ■

「大会計画」に、  
立候補ファイル第1巻が格納されています。  
テーマ4の4.3とテーマ7の7.3に、  
IOCと招致委員会との、  
オリンピック資産に関するやりとりが、  
問答形式で記載されています。

### 大会計画

[ウェブサイト](#) [印刷用1/10](#)

#### > 大会について

##### > 大会ビジョン

- > 東京2020大会エンブレム
- > 東京2020大会エンブレム  
選定の経緯
- > 応募に関するFAQ

##### > 大会計画

##### > 競技

- > オリンピックの競技一覧
- > パラリンピックの競技一覧

##### > 会場

- > オリンピックの会場一覧
- > パラリンピックの会場一覧

##### > オリンピック・パラリンピック について

- > オリンピックとは
- > パラリンピックとは
- > 東京オリンピック2020

##### > アクション&カシー

- > 各担当部署・連絡先

##### > 特許可能性

- > 特許可能性ディスカッション  
グループ
- > 東京2020ワーキンググループ
- > 招致委員ワーキンググループ
- > 特許可能&関連ワーキング  
グループ

#### オリンピック競技大会開催概要

正式名称： 第32回オリンピック競技大会（2020/東京）  
 英文名称： Games of the XXXII Olympiad  
 開催期間： 2020年7月24日（金）～8月9日（日）  
 競技数： 28競技

※追加種目（5競技18種目：野球・ソフトボール、空手、スケートボード、スポーツクライミング、サーフィン）は、2016年8月にリオデジャネイロで開催される国際オリンピック委員会（IOC）総会で正式決定されれば、東京2020オリンピックの正式種目として採用されます。

#### パラリンピック競技大会開催概要

正式名称： 東京2020パラリンピック競技大会  
 英文名称： Tokyo 2020 Paralympic Games  
 開催期間： 2020年8月25日（火）～9月6日（日）  
 競技数： 22競技

#### 東京2020大会開催基本計画

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、東京2020大会成功に向けて、大会開催基本計画を作成し、IOC、国際パラリンピック委員会（IPC）に提出しました。大会開催基本計画は、大会開催準備の枠組みを提供する基本的な計画です。東京2020組織委員会は、大会開催基本計画を出発点として、具体的な実施内容について今後検討を進めています。詳細は下記をご覧ください。

#### ダウンロード

- 📄 [東京2020大会開催基本計画（PDF：7.3 MB）](#)
- 📄 [東京2020大会開催基本計画（アクセシビリティ対応）（PDF：2.4 MB）](#)

※ウェブアクセシビリティに対応したPDFについて  
 アクセシビリティ対応PDFとは、読取ソフトや視覚障がいがある方にもご使用いただける資料です。こちらは、スクリーンリーダー、拡大鏡、点字プリンターなどを使用して、または使用せずに利用いただけます。

#### 立候補ファイル

2013年1月7日、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会は、14項目からなる立候補ファイルを国際オリンピック委員会（IOC）本部（ローザンヌ）へ提出いたしました。以下から立候補ファイル（日本語版）をダウンロードしていただけます。

#### 一括ダウンロード

- 📄 [立候補ファイル 第1巻（PDF：18.1 MB）](#)
- 📄 [立候補ファイル 第2巻（PDF：19.9 MB）](#)
- 📄 [立候補ファイル 第3巻（PDF：20.2 MB）](#)

#### 分割ダウンロード

##### 立候補ファイル 第1巻

- 📄 [導入（PDF：4.6 MB）](#)
- 📄 [テーマ1-ビジョン、レガシー及びコミュニケーション（PDF：515.2 KB）](#)
- 📄 [テーマ2-大会の全体的なコンセプト（PDF：683.7 KB）](#)
- 📄 [テーマ3-都市及び地域の準備（PDF：815.9 KB）](#)
- 📄 [テーマ4-法的側面（PDF：2.6 MB）](#)
- 📄 [テーマ5-準備（PDF：2.2 MB）](#)
- 📄 [テーマ6-財政（PDF：2.3 MB）](#)
- 📄 [テーマ7-マーケティング（PDF：2.9 MB）](#)



引用元：<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/>

## ■ 立候補ファイル第1巻4.3 ■

テーマ4の4.3は「オリンピックマークの保護」についての問答です。

04 法的側面

法的側面 04

### オリンピック憲章と開催都市契約の遵守と義務の履行

- 4.1 オリンピック競技大会の開催計画に關するすべての所轄官庁による、次の項目を保証する誓約書を出してください。
- ・オリンピック憲章と開催都市契約の条項の遵守
  - ・すべての誓約に両方が伴うことへの理解と同意
  - ・開催都市が義務を完全に履行できるように必要な措置を講じる
- 保証誓約書は以下の各官庁から取得してください。
- ・貴国の政府
  - ・オリンピック競技大会の開催計画に關するすべての預地及び地域の所轄官庁

### オリンピック憲章及び開催都市契約の遵守並びに義務の履行

日本国の内閣総理大臣、東京都知事及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に關する地方自治体の長は、それぞれ、オリンピック憲章及び開催都市契約を遵守し、すべての誓約が立候補都市に対して両方を伴うことへの理解と同意をするとともに、立候補都市が義務を完全に履行できるよう、必要なあらゆる措置を講じる。

保証については、保証書ファイルを参照のこと。

- 4.2 オリンピック競技大会の期間中及びその前後1週間に、開催都市とその周辺において、又は他の競技場において、他のいかなる重要な国内・国際会議又はイベントも開催しないことを保証する関係当局からの宣言書を出してください。

### 競合する会議又はイベントはない

東京都及び日本政府をはじめ日本のすべての関係当局は、大会期間中及びその前後1週間に、東京都内及びその周辺並びにその他の競技会場において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に支障を生ずるおそれのある他の重要な国内・国際会議又はイベントは一切開催しないことを保証する。

保証については、保証書ファイルを参照のこと。

### オリンピック・マークの保護

- 4.3 立候補都市とそのNOGは、オリンピックシンボルと「オリンピック」[「オリンピック」]の2語、オリンピック・モットーがIOCの名称のもとで保護されていること、及び/又はIOCの要求通りIOCの名称のもとで政府及び/又は所轄官庁から適切かつ継続的な法的保護を取寄せ済み又は取得予定であることを保証しなければなりません。
- オリンピックシンボル、エンブレム、ロゴ、マークその他のオリンピック関連マーク及び名称を保護する貴国の現行の法的措置について説明してください。
- 上記の諸語に關して貴国の政府から高に提供された協力について述べてください。
- IOCの名称のもとに上記のオリンピック関連マークや名称を保護するため、必要なすべての法的措置が講じられていること、又は講じられる予定であることを示す貴国の政府による宣言書を出してください。
- パラリンピック・マークと「パラリンピック」の用語についても、IOC及びIOCの要求通りに等しく保護されることが保証されなければなりません。

### 知的財産権保護制度の確立

日本は、世界有数の知的財産権保有国である。そのため、日本政府は、知的財産権保護の重要性・必要性を強く認識し、これまで特許権、商標権、著作権等の知的財産権の保護に積極的に取り組んできた。

日本政府は、パリ条約、商標法条約、マドリッド協定議定書等に加盟するとともに、これら国際条約を遵守し、知的財産権を適正に保護するため、特許法、商標法、著作権法、著作権法、不正競争防止法など、知的財産権の保護に關して効果的な法令を既に整備している。

### オリンピック・マークの保護

オリンピック・マークは、商標法及び不正競争防止法によって法的保護を受ける。

日本においては、オリンピックシンボル、「オリンピック」「オリンピック」の2語及びオリンピック・モットーは、現在、商標法により、オリンピック競技大会、IOC及びJOCを表示する著名な標章として、第三者がこれと同一又は類似の標章を商標登録することは認められない。

IOCの標章と信用を保護するため、不正競争防止法により、IOCの許可を受けた場合を除き、第三者がこれらのオリンピック・マークを商業上使用することは禁止されている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のために制作されるエンブレム、マスコットなども、同様に、商標登録等の手段により、万全の保護を受ける。

### 知的財産権の侵害に対する措置

オリンピック関連マーク及び名称に対する知的財産権が侵害された場合には、商標法、著作権法、不正競争防止法等の関係法令に基づき、IOC等の知的財産権者は、侵害者に対し、違法な使用の差し止めを請求して迅速な被害の防止を図るとともに、損害賠償や費用回復措置等を請求して被害の回復を図ることができ、また、侵害者は懲役又は罰金の刑罰を科される。

さらに、日本では、関係機関が一体となって、水産や国内での偽造品・海賊版などの知的財産権侵害物品の取締りを積極的に実施している。

JOC及び大会組織委員会は、こうした知的財産権の法的な保護制度を最大限に活用することにより、オリンピック関連マーク及び名称を適正に保護する。



## ■ 立候補ファイル第1巻4.3 ■

テーマ4の4.3は「オリンピックマークの保護」についての問答です。

### 【IOCが求める保護対象】

- ① オリンピック・シンボル
- ② 用語「オリンピック」
- ③ 用語「オリンピックアード」
- ④ オリンピック・モットー
- ⑤ オリンピック関連マーク（エンブレム、ロゴ、マークを例示）
- ⑥ オリンピック関連名称
- ⑦ パラリンピック・マーク
- ⑧ 用語「パラリンピック」

### 【IOCが求める保証・説明】

- A ①～④はIOCの名の下での、  
法的保護の取得済又は取得予定を保証
- B ①⑤⑥の法的措置の説明
- C 上記の課題に関する政府からの協力
- D ●⑤⑥を保護するための必要な法的措置の措置済又は措置予定の政府による宣言書の提出
- E ⑦⑧がIPC,IOCの要求通り保護されることの保証

### オリンピック・マークの保護

4.3 立候補都市とそのNOCは、オリンピック・シンボルと「オリンピック」「オリンピックアード」の2語、オリンピック・モットーがIOCの名のもとで保護されていること、及び／又はIOCの要求通りにIOCの名のもとで政府及び／又は所轄官庁から適切かつ継続的な法的保護を取得済み又は取得予定であることを保証しなければなりません。

オリンピック・シンボル、エンブレム、ロゴ、マークその他のオリンピック関連マーク及び名称を保護する貴国の現行の法的措置について説明してください。

上記の課題に関して貴国の政府から既に提供された協力について述べてください。

IOCの名のもとに上記のオリンピック関連マークや名称を保護するため、必要なすべての法的措置が講じられていること、又は講じられる予定であることを示す貴国の政府による宣言書を提出してください。

パラリンピック・マークと「パラリンピック」の用語についても、IPC及びIOCの要求通りに等しく保護されることが保証されなければなりません。

## ■ 立候補ファイル第1巻4.3 ■

IOCの要請に対して、招致委員会は以下のように回答しています。

### 〔招致委員会の回答〕（筆者が要約し強調しました）

#### ● A～Cに対して

- ・ オリンピック・シンボル、オリンピック・モットー、用語「オリンピック」「オリンピック」は、オリンピック競技大会、IOC及びJOCを表示する著名表彰として**商標法**で保護される。
- ・ オリンピック・マークは**商標法**及び**不正競争防止法**により保護されている。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のために制作されるエンブレム、マスコット等も、**商標登録**等の手続で保護されている。

#### ● D～Fに対して

- ・ 日本は、世界有数の知的財産権保有国であり、特許権、商標権、意匠権、著作権等の知的財産権の保護に積極的に取り組んできた。
- ・ 日本国政府は、パリ条約、商標法条約、マドリッド協定議定書等に加盟するとともに、これら国際条約を遵守し、知的財産権を適正に保護するため、**特許法、商標法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など、知的財産権の保護に極めて効果的な法令を既に整備している。**
- ・ オリンピック関連マーク及び名称に対する知的財産権が侵害された場合、関係法令に基づき、IOC等の知的財産権者は、侵害者に対し、差止請求して迅速な被害の防止を図るとともに、損害賠償・信用回復措置等の請求により損害の回復を図ることができ、侵害者は懲役又は罰金の刑事罰を科される。
- ・ 日本では、水際や国内での模倣品・海賊版などの知的財産権侵害物品の取締りを積極的に実施している。
- ・ JOC及び大会組織委員会は、**知的財産権の法的な保護制度を最大限に活用して、オリンピック関連マーク及び名称を厳正に保護する。**

招致委員会は、IOCの種々要請は、日本国の既存の知的財産権の保護制度で対応できることを説明しており、若干ぼかし気味ですが、まずは優等生の回答といえます。



## ■ 立候補ファイル第1巻7.3 ■

テーマ7の7.3は「アンブッシュ・マーケティングの防止」についての問答です。

### 7.3 アンブッシュ・マーケティングの防止

7.3.1 アンブッシュ・マーケティングの効果的削減と制裁(オリンピック・スポンサーの競合企業による不正競争の防止など)に必要な法規制、及びオリンピック開会式2週間前から閉会式までの期間中、路上販売の取り締まり、チケットの不正転売の防止、広告スペース(広告看板、公共交通機関の広告など)の管理、上空の管理(空中広告の禁止などのため)に必要な法規制ができる限り早く、かつ2018年1月1日までに成立することを確約する政府の関係当局の保証書を提出してください。

#### 〔IOCが求める保護〕

- ① アンブッシュ・マーケティングの効果的削減に必要な法規制  
(オリンピック・スポンサーの競合企業による不正競争の防止などを例示)
- ② オリンピック開会式2週間前から閉会式までの期間中、
  - ・ 路上販売の取締り・チケットの不正転売の防止・広告スペース  
(広告看板、公共交通機関の広告など)の管理、
  - ・ 上空の管理(空中広告の禁止などのため)に必要な法規制が  
2018年1月1日までに成立することを確約する政府の関係当局の保証書の提出

## ■ 立候補ファイル第1巻7.3 ■

IOCの要請に対する招致委員会の回答を説明する前に、  
「アンブッシュ・マーケティング」について少し説明しましょう。

\*\*\*\*\*

「アンブッシュ・マーケティング規制法」（足立勝、創耕舎、平成28年1月5日初版）  
によれば、「アンブッシュ・マーケティング」は以下のように定義されています。

**(1) 一般的な定義**（「広告心理」（仁科貞文・田中洋・丸岡義人、電通、2007））

プロパティ所有者による権利金を支払わずに、  
そのプロパティと結びつきを作ろうとする計画的活動

**(2) IOCの定義**（英国Department for culture, media and sportによる2008年2月18日付け書簡“your request of 20 January for the LONDON 2012 Olympics Host City Contract accompanying technical manuals(ref.86405)より）

オリンピック、オリンピック委員会、IOC、開催国のオリンピック委員会又はオリンピック組織委員会  
と、許諾なく又は不正な関連を発生させる（商業的なものであるか否かは問わない）個人又は組織による  
試み。それにより、オリンピックの公式パートナーの正当な契約上の権限を毀損する。

\*\*\*\*\*

足立氏の著書もそうですが、「アンブッシュ・マーケティング」は「便乗商法」と訳され、  
だから規制されるべき迷惑行為であると説明されることが多いようです。しかし、  
我が国では「便乗商法」は、「乗り遅れるな！」が肯定的に使用されるように、よほど悪  
質でなければ、咎められるべき行為とはされていないように思います。見方を変えれば、  
法的正当性が定かでない「プロパティ所有者による権利金」を、やみくもに他者を規制す  
るために無理にこじつけているようにもみえます。実際に、  
世界的にみても「アンブッシュ・マーケティング」は誰もがピンとくる既製概念というわ  
けではありません。

## ■ 立候補ファイル第1巻7.3 ■

日本人は、相手方が自身満々に自分の権利を主張してくると、無条件にひれ伏してしまう傾向がありますが、招致委員会は、IOCの「アンブッシュ・マーケティングの防止」の要請に対して、どのように回答したでしょうか。

〔招致委員会の回答〕（筆者が適宜改行しました）

### 不正競争の防止

日本国においては、「不正競争防止法」が制定されており、オリンピック・マークを許可なくオリンピックと関連づけた形で商標として使用するなどの便乗行為は、刑事罰の対象として厳しく規制されている。これに加えて、著作権、意匠権、商標権などの知的財産権は、法律により厳格に保護されており、違反した者に対しては、懲役刑を含めた厳しい制裁が科されている。

IOC、大会組織委員会及びオリンピック・スポンサーの各種の権利は、これらの法律に基づき確実に保護される。

（引用元：<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/data/candidate-section-7-JP.pdf>）

招致委員会は、「アンブッシュ・マーケティングの防止」に対しても、「不正競争防止法」を始めとする日本国の既存の知的財産権の保護制度で対応できることを説明しており、無理のない妥当な回答であると思います（知財制度下で「便乗行為」が制限されるのはその通りです）。

\*\*\*\*\*

組織委員会は、IOCのオリンピック資産について、招致委員会の回答に基づき知財管理をすれば、特段問題はなかったと思うのですが、そうはなっていないようにみえるのが、本連載第1回で紹介した一連の騒動でありました。